

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高浜市

2 構造改革特別区域の名称

みんなの居場所「ふれあい・だんらん」特区

3 構造改革特別区域の範囲

高浜市の全域

4 構造改革特別区域の特性

本市は、人口約4万人と小規模なまちである。

本市では、迫り来る高齢化社会に対応するため、高齢者福祉を優先的かつ積極的に推進し、一定の成果をあげてきた。その反面、障害者福祉については、対象となる障害者数が少ないため、市内での施設整備は、心身の発達に遅れのある児童のための母子通所による療育施設、知的障害者のための通所授産施設及びグループホームのみとなっている。

一方、平成15年度から施行された障害者のための支援費制度（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法関係）下において、知的障害者及び障害児のためのデイサービス事業の基盤整備を図りたいが、対象となる知的障害者及び障害者の絶対数が少ない（平成15年4月1日現在、療育手帳の交付を受けている知的障害者148人、療育手帳の交付を受けている知的障害児50人、身体障害者手帳の交付を受けている障害児32人）本市での施設整備は、投資的效果から見て困難性がある。

このような状況を踏まえ、市内に3か所施設整備されている介護保険法

による指定通所介護事業所の活用を図り、知的障害者及び障害児が身近なところでデイサービスを利用できるようにすることが必要であるとする。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、障害者福祉を推進するに当たっては、「地域の中で、共に生活できるシステムづくり」を理念とし、障害者の地域での居場所の確保や、家族からの独立を地域住民とともに支援することによって、障害者が地域の中で、地域の人々とともに、自立した日常生活を送れるようなシステムと障害者の一人ひとりがその能力を十分発揮できるようなシステムの構築を目指している。

そのための手法のひとつとして、既存の財である介護保険法による指定通所介護事業所の民間活力を活用し、当該事業所が知的障害者及び障害児を受け入れることによって障害者の在宅福祉サービスの充実を図るとともに、民業の拡大を図るものである。

また、この特例措置が本市と同様の課題を抱える他の自治体へと波及し、全国的な展開を見せることによって、本市の経済の活性化のみならず、我が国全体の経済の活性化に繋がることを期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

平成15年度から施行された障害者のための支援費制度下においては、サービスの基盤が整備され、障害者がサービスを選択できることが重要であるとともに、在宅サービスについては、市内での提供体制が整備されていることが重要である。

公的な障害者福祉サービスを充実することは、自治体の責務であることから、まず、市内の3施設の介護保険法による指定通所介護事業所のうち、高浜市社会福祉協議会が運営する事業所について、今回の特例措置によって知的障害者及び障害児の受入れ事業を開始し、その後の利用ニーズを踏まえて他の事業所へ拡大していきたいと考えている。

また、この特例措置の適用開始に併せて、介護保険法による指定通所介護事業所での65歳未満の身体障害者の受入れ事業を進めていく予定である（後記9の（1）の事業）。

さらに、障害者が地域住民と気軽に交流できる「地域の居場所」として、また、障害者が親元を離れ、地域で自立生活をしていくためのステップとしての「おためし外泊」ができる、(仮称)障害者地域生活訓練施設を平成15年12月に開所し、住民グループなどの協力をいただきながら運営していきたいと考えている(後記9の(2)の事業)。

一方、市内に1か所施設整備されている介護保険法による指定短期入所介護事業所を運営する社会福祉法人は、本市の要請に基づく新たな短期入所介護事業所の整備と、当該事業所での身体障害者、知的障害者及び障害児の受入れ事業に理解をいただいております。市としても既に当該施設整備に要する土地を確保するなど、福祉サービスを推進するうえでの支援をしていきたいと考えている(後記9の(1)の事業)。

また、同法人は、市内に1か所施設整備されている知的障害者グループホームも運営しているが、新たなグループホームの整備を望む親の声も多いことから、本市においては、グループホームとして利用可能な民家(空き家)の所有者と賃貸借について交渉中であり、当該交渉が整い次第、当該法人によって当該施設整備に係る補助申請手続を進めることになっている(後記9の(3)の事業)。

このように、本市では、地域の財(既存施設、地域住民、社会福祉法人など)を活用することによって、また、通所介護や居宅介護などの公的サービスとボランティアなどが提供するインフォーマルサービスを複合的に組み合わせることによって、地域全体として障害者福祉サービスの充実を図っていきたいと考えている。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

介護保険法による指定通所介護事業所での知的障害者及び障害児のデイサービス事業の相互利用によって、当該施設の有効利用が図られるとともに、知的障害者及び障害児を抱える家族にとっては身近な施設を利用できることによって、肉体的・精神的負担が大きく軽減されることとなる。

この結果、これまで就労を断念してきた家族に対し、その機会を提供できることにもなり、窯業・土石製品、輸送用機械器具製品など、ものづくりが盛んな本市の産業界における労働力の確保と雇用機会の増大に寄与できるものである。

一方、障害者のための支援費制度が施行され、現在、2人の知的障害者と1人の障害児がデイサービスに係る支援費の支給決定を受けており、これらの知的障害者及び障害児が市外の指定デイサービス事業所を利用している。

また、短期入所については、8人の知的障害者と6人の障害児が支援費の支給決定を受けているが、これらの知的障害者及び障害児の中には、日帰りでのサービス、すなわち、デイサービスの的に利用されるケースも多く見られる。

このような状況から、特例措置の適用開始当初は、知的障害者及び障害児の3人、1月当たり延べ16人の利用を見込んでおり、制度の周知等により、将来的には、知的障害者及び障害児の10人ほど、1月当たり延べ50人ほどの利用を想定している。

8 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 平成12年3月31日障障第16号・老計第16号厚生省大臣官房障害者保健福祉部障害福祉課長、老人保健福祉局老人計画課長連名通知「65歳未満の身体障害者が介護保険法による通所介護及び短期入所生活介護を利用する場合の取扱いについて」に定めるデイサービス事業及び短期入所事業を実施予定である。

(2) 障害者が地域住民と気軽に交流できる「地域の居場所」や、親元を離れ、地域で自立生活をしていくためのステップとしての「おためし外泊」ができる、(仮称)障害者地域生活訓練施設を開設予定である。

この施設は、障害当事者の介護者や地域住民の協力によって運営するもので、当事者のためだけではなく、その介護者の悩みを仲間どうしで相談できる場、ストレスを発散できる場としても位置付け

ている。

- (3) 平成元年5月29日児発第397号厚生省児童家庭局長通知「知的障害者地域生活援助事業の実施について」に定めるグループホームを開設予定である。

デイサービスが、施設で障害者を受け入れて入浴・食事サービスの提供や機能訓練を通じて、その自立と社会参加を促進することを目指すのに対し、グループホームは、少数の障害者が共同生活を営むことによって、施設生活から地域生活への移行や家族からの自立を促進する目的を持っている。

別紙

1 特定事業の名称

906 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内の介護保険法による指定通所介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特例措置の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

法人種別 社会福祉法人

名称 社会福祉法人高浜市社会福祉協議会

住所 高浜市春日町五丁目165番地

事業所名 高浜市社会福祉協議会指定通所介護事業所

住所 高浜市田戸町三丁目5番地26

事業所別 指定通所介護事業所

(2) 事業が行われる区域

高浜市内

(3) 事業の実施期間

特例措置の認定の日から当該施設が存続するまで

(4) 事業により実現される行為等

知的障害者及び障害児が、身近な介護保険法による指定通所介護事業所においてデイサービス事業を利用することができ、知的障害者及び障害児の福祉サービスの向上に寄与できる。

本市には、介護保険法による指定通所介護事業所が3か所施設整備されているが、そのうち、高浜市社会福祉協議会が運営する指定通所介護事業所の1施設で特例措置を開始し、利用ニーズを踏まえて、他の施設に拡大していきたいと考えている。

(5) 障害児関係施設等から受ける技術的支援

知的障害者及び障害児を介護保険法による指定通所介護事業所において受け入れ、デイサービス事業を利用していただく際には、知的障害者通所授産所である「授産所高浜安立」や、母子通園により療育事業を行う「高浜市心身障害児福祉施設みどり学園」における指導、実習、研修会などの機会を通じて支援を受け、知的障害者及び障害児を適切に処遇するための職員の資質の向上とサービスの質の確保に努める。

5 当該規制の特例措置の内容

本市には、介護保険法による指定通所介護事業所が3か所整備されているが、知的障害者及び障害児のためのデイサービス事業所は整備されていない状況にある。

このような状況の中で、知的障害者及び障害児が身近なところでデイサービスを利用できるようにするためには、特例措置によって介護保険法による指定通所介護事業所の活用を図ることが必要である。

なお、この特例措置により、当初に適用を受ける事業所の概要は、次のとおりである。

事業所名	高浜市社会福祉協議会指定通所介護事業所	
住 所	高浜市田戸町三丁目5番地26	
利用定員	30人	
部屋面積	食堂・日常動作訓練室	159.0m ²
休養室		30.4m ²
和室		14.8m ²
相談室		14.0m ²
特殊浴室		30.2m ²
一般浴室		23.9m ²
調理室		59.5m ²